

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の締結結果

【令和2年度】

| 契約の名称 | 契約の内容 | 契約相手の名称 | 契約締結日 | 契約金額 | 履行期限または期間 | 契約の相手方とした理由 | 担当課 |
|----------------------------|---------|----------------------|-----------|------------|-----------|---|-----------|
| 北本駅東西自由通路及び北本駅西口ビル日常清掃業務委託 | 清掃業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.04.01 | 5,226,409円 | R03.03.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 北本駅西口ビル及び昇降機管理業務委託 | 管理業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.04.01 | 8,349,327円 | R03.03.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 市役所公用車職員パーキングクラブ駐車場草刈業務 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.04.23 | 53,487円 | R02.05.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 市役所公用車職員パーキングクラブ駐車場草刈業務 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.07.17 | 54,537円 | R02.08.08 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 市役所公用車職員パーキングクラブ駐車場草刈業務 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.09.23 | 57,202円 | R02.10.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 普通財産地草刈業務委託 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R2.4.23 | 73,270 | R2.5.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 普通財産地草刈業務委託 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R2.7.17 | 100,833 | R2.7.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 普通財産地草刈業務委託 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R2.9.23 | 81,555 | R2.10.16 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 普通財産地草刈業務委託 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R2.10.16 | 22,328 | R2.11.16 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 普通財産地草刈り及び低木伐採業務 | 草刈業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R2.10.20 | 223,379 | R2.11.20 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 施設マネジメント課 |
| 放置自転車整理業務委託 | 自転車整理業務 | 社団法人北本市シルバー人材センター | R02.04.01 | 1,228,093円 | R03.03.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | くらし安全課 |

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の締結結果

【令和2年度】

| 契約の名称 | 契約の内容 | 契約相手の名称 | 契約締結日 | 契約金額 | 履行期限または期間 | 契約の相手方とした理由 | 担当課 |
|-----------------------|-------|----------------------|-----------|---------|-------------------------|---|-------|
| 石戸蒲がクラ周辺整備用地除草業務（1回目） | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.06.09 | 37,919円 | R02.06.23～ R02.06.29 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| ねぶた倉庫用地除草業務（1回目） | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.06.09 | 38,219円 | R2.06.23～ R2.06.29 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| ねぶた倉庫用地除草業務（2回目） | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.08.07 | 38,219円 | R02.08.17～ R02.08.27 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| 石戸蒲がクラ周辺整備用地除草業務（2回目） | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.08.07 | 37,919円 | R02.08.17～ R02.08.27 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| ねぶた倉庫用地除草業務（3回目） | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.10.12 | 38,219円 | R02.10.19～ R02.10.28 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| 石戸蒲がクラ周辺整備用地除草業務（3回目） | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.10.12 | 37,919円 | R02.10.19～ R02.10.28 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| 北本市農業ふれあいセンター除草業務委託 | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.06.10 | 17,023円 | R02.06.10～ R02.06.30 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| 北本市農業ふれあいセンター除草業務委託 | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.08.20 | 13,117円 | R02.08.20～ R02.09.30 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| 北本市農業ふれあいセンター除草業務委託 | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.09.25 | 17,223円 | R02.09.25～ R02.10.21 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 産業観光課 |
| 中央保育所除草及び低木剪定業務委託 | 除去業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.09.18 | 34,855円 | R02.09.30 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 保育課 |
| 中央保育所除草等業務委託 | 除去業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R03.02.08 | 22,091円 | R02.02.19 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 保育課 |

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の締結結果

【令和2年度】

| 契約の名称 | 契約の内容 | 契約相手の名称 | 契約締結日 | 契約金額 | 履行期限または期間 | 契約の相手方とした理由 | 担当課 |
|-------------------------|------------|----------------------|-----------|----------|-----------|---|------------|
| 芝刈り・低木剪定委託 | 芝刈り・低木剪定業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.05.21 | 32,488円 | R02.05.21 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 児童発達支援センター |
| 芝刈り・低木剪定委託 | 芝刈り・低木剪定業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.08.11 | 15,373円 | R02.08.11 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 児童発達支援センター |
| 芝刈り・低木剪定委託 | 芝刈り・低木剪定業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.10.27 | 35,048円 | R02.10.27 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 児童発達支援センター |
| 中丸1丁目緑地除草業務 | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.06.02 | 70,377円 | R02.06.20 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 都市計画課 |
| 中丸1丁目緑地除草業務その2 | 除草業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.09.14 | 59,353円 | R02.09.25 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 都市計画課 |
| 北本市屋外広告物（簡易広告物）除去作業業務委託 | 除去業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.04.01 | 219,864円 | R03.03.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 道路課 |
| 北本市立堀の内集会所清掃業務委託 | 清掃業務 | 公益社団法人北本市シルバー人材センター | R02.04.01 | 260,000円 | R03.03.31 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 生涯学習課 |
| 旧給食センター除草委託業務 | 除去業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.07.01 | 50,073円 | R02.10.30 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 文化財保護課 |
| 蒲ヶ窪駐車場除草委託業務 | 除去業務 | 公益社団法人 北本市シルバー人材センター | R02.07.09 | 49,773円 | R02.10.30 | 北本市内に本拠を置く（公社）シルバー人材センターであるから（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当） | 文化財保護課 |